

京丹後市人事行政の運営等の状況の公表について

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の採用状況(平成24年度中採用)

| 区分 事由 | 一般行政職 | 技能労務職 | 福祉職 幼稚園 | 消防職 | 医師・歯科 医師職 | 薬剤師・医 療技術職 | 看護・ 保健職 | 合 計 |
|----------|-------|-------|------------|-----|--------------|---------------|------------|------|
| 試験採用 | 22 人 | | 4 人 | 3 人 | | 5 人 | 19 人 | 53 人 |
| 選考採用等 | 1 人 | | | | 8 人 | | | 9 人 |
| 合 計 | 23 人 | 0 人 | 4 人 | 3 人 | 8 人 | 5 人 | 19 人 | 62 人 |

2 職員の退職の状況(平成24年度)

| | 一般行 政職 | 税務職 | 企業職 (水道) | 福祉職 幼稚園 | 技能労 務職 | 消防職 | 医師・ 歯科医 師職 | 薬剤師 ・医療 技術職 | 看護・ 保健職 | 合 計 |
|------|-----------|-----|-------------|------------|-----------|-----|------------------|-------------------|------------|------|
| 定年退職 | 3 人 | | | | 1 人 | | | 1 人 | 4 人 | 9 人 |
| 勸奨退職 | 8 人 | | | 7 人 | | | | 1 人 | 3 人 | 19 人 |
| その他 | 2 人 | | | | | | 6 人 | 3 人 | 7 人 | 18 人 |
| 普通退職 | 2 人 | | | | | | 5 人 | 3 人 | 7 人 | 17 人 |
| 分限退職 | | | | | | | | | | |
| 懲戒免職 | | | | | | | | | | |
| 失 職 | | | | | | | | | | |
| 死亡退職 | | | | | | | 1 人 | | | 1 人 |
| 合 計 | 13 人 | | | 7 人 | 1 人 | | 6 人 | 5 人 | 14 人 | 46 人 |

3 職員数の状況(平成25年4月1日現在)

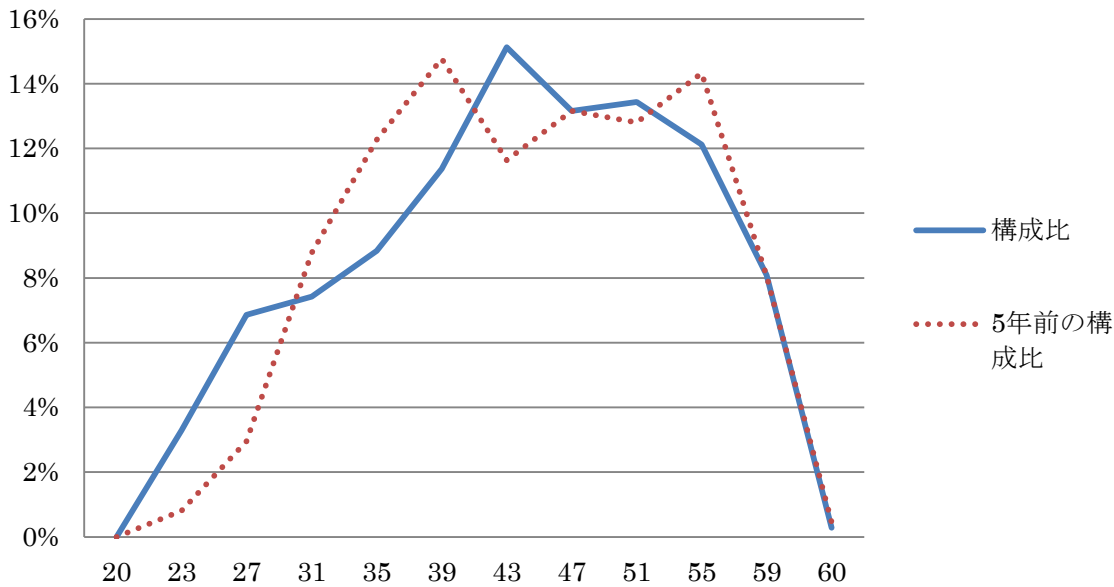
(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

| 部 門 | 区 分 | 職 員 数 (人) | | | 対前年増減数 (人) | | |
|---------------|------|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
| | | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
| 一般行政 部 門 | 議 会 | 6 | 6 | 6 | 1 | 0 | 0 |
| | 総 務 | 129 | 128 | 128 | ▲2 | ▲1 | 0 |
| | 税 務 | 22 | 23 | 22 | ▲2 | 1 | ▲1 |
| | 労 働 | 3 | 3 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| | 民 生 | 177 | 166 | 161 | ▲5 | ▲11 | ▲5 |
| | 衛 生 | 48 | 45 | 47 | ▲2 | ▲3 | 2 |
| | 農林水産 | 42 | 42 | 40 | ▲2 | 0 | ▲2 |
| | 商 工 | 22 | 22 | 21 | ▲2 | 0 | ▲1 |
| | 土 木 | 34 | 32 | 32 | ▲1 | ▲2 | 0 |
| | 小 計 | 483 | 467 | 461 | ▲15 | ▲16 | ▲6 |
| 特別行政 部 門 | 教 育 | 89 | 98 | 100 | ▲5 | 9 | 2 |
| | 消 防 | 96 | 95 | 95 | 2 | ▲1 | 0 |
| | 小 計 | 185 | 193 | 195 | ▲3 | 8 | 2 |
| 公営企業等 会計部門 | 病 院 | 319 | 326 | 337 | 3 | 7 | 11 |
| | 水 道 | 19 | 19 | 18 | ▲2 | 0 | ▲1 |
| | 下水道 | 21 | 20 | 20 | 0 | ▲1 | 0 |
| | その他 | 33 | 33 | 33 | 0 | 0 | 0 |
| | 小 計 | 392 | 398 | 408 | 1 | 6 | 10 |
| 合 計 | | 1,060 | 1,058 | 1,064 | ▲17 | ▲2 | 6 |

(注) 地方公共団体定員管理調査 ただし、教育長は除く 職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



| 区分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|--------|
| 職員数 | 0人 | 35人 | 73人 | 79人 | 94人 | 121人 | 161人 | 140人 | 143人 | 129人 | 86人 | 3人 | 1,064人 |

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

京丹後市定員適正化計画(医療職給料表適用職員を除く計画です。)

(各年4月1日現在)

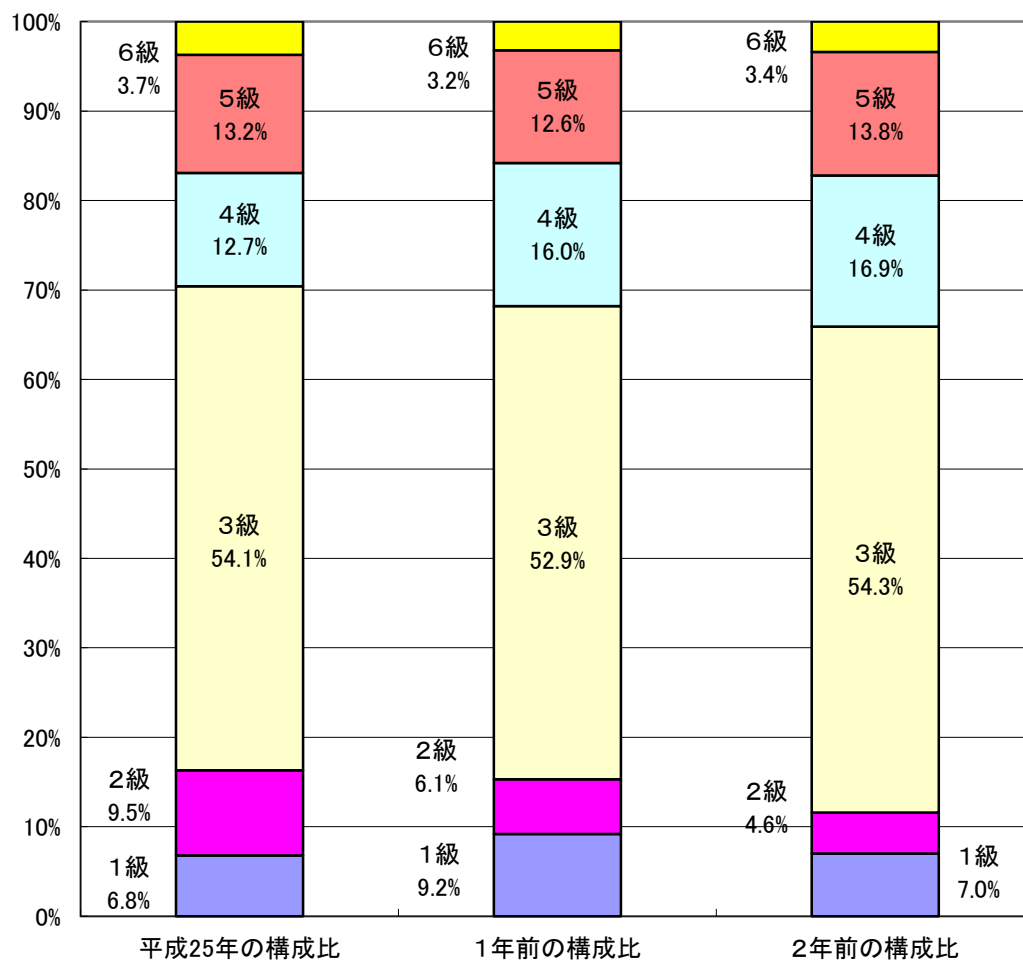
| 部門 | 区分 | 平成22年 計画始期 | 23年 1年目 | 24年 2年目 | 25年 3年目 | 26年 4年目 | 27年 5年目 | 23年～27年 計 | 25年 実績 |
|-------------|-----|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|------------|
| 一般行政 部門 | 職員数 | 505 | 495 | 482 | 474 | 468 | 461 | — | 465 |
| | 増減 | | ▲10 | ▲13 | ▲8 | ▲6 | ▲7 | ▲44 | ▲40(90.9%) |
| 特別行政 部門 | 職員数 | 191 | 184 | 183 | 185 | 179 | 181 | — | 196 |
| | 増減 | | ▲7 | ▲1 | 2 | ▲6 | 2 | ▲10 | 5(▲50.0%) |
| 公営企業 等部門 | 職員数 | 79 | 78 | 78 | 77 | 76 | 75 | — | 77 |
| | 増減 | | ▲1 | — | ▲1 | ▲1 | ▲1 | ▲4 | ▲2(50.0%) |
| 計 | 職員数 | 775 | 757 | 743 | 736 | 723 | 717 | — | 738 |
| | 増減 | | ▲18 | ▲14 | ▲7 | ▲13 | ▲6 | ▲58 | ▲37(63.8%) |

- (注) 1 計画期間は、平成22年～平成27年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の増減数を、計の欄にあっては計画期間内の増減数の累計を示します。

4 一般行政職の級別職員数等の状況(平成25年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|-----------------------------------|------|--------|
| 6級 | 部長の職務 | 15人 | 3.7% |
| 5級 | 課長、主幹の職務 | 54人 | 13.2% |
| 4級 | 課長補佐の職務 | 52人 | 12.7% |
| 3級 | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主任の職務 | 222人 | 54.1% |
| 2級 | 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 | 39人 | 9.5% |
| 1級 | 定型的な業務を行う職務 | 28人 | 6.8% |
| 計 | | 410人 | 100.0% |

- (注) 1 京丹後市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



第2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

| 区分 | 住民基本台帳人口 (24年度末) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | (参考) 23年度の人件費率 |
|------|---------------------|------------|---------|-----------|-------------|-------------------|
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 24年度 | 59,633 | 32,909,387 | 447,996 | 5,350,871 | 16.3 | 16.8 |

(注) 1 平成24年度決算(一般会計)における人件費及び人件費率です。

2 この人件費には、議員・特別職(常勤・非常勤)に支給される給与及び報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A | (参考)類似団体平均 一人当たり給与費 |
|------|----------|-----------|---------|---------|-----------|------------------|------------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 24年度 | 660 | 2,216,106 | 465,666 | 839,686 | 3,521,458 | 5,336 | 5,935 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

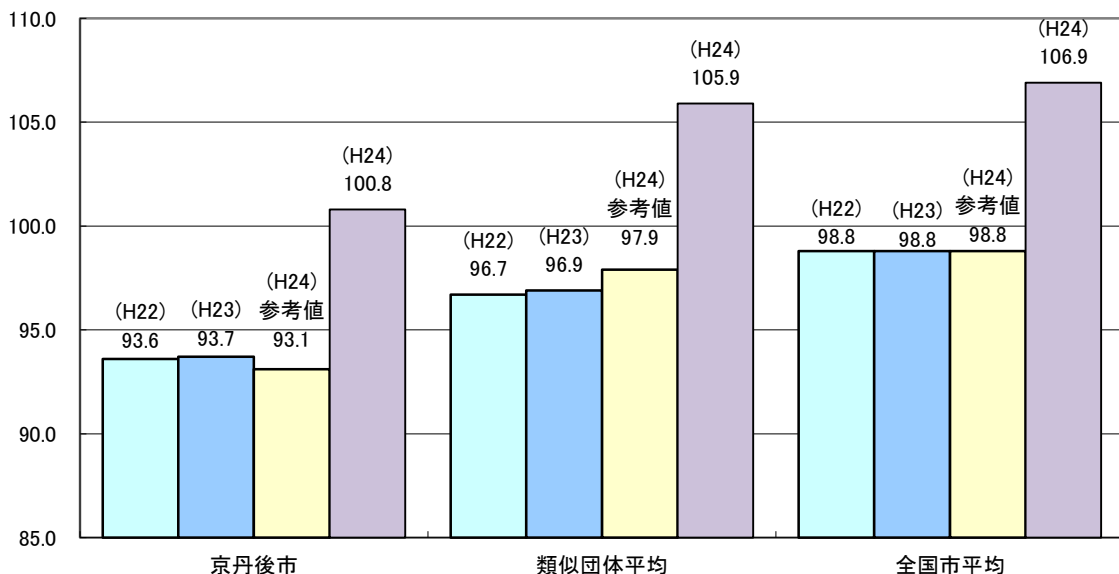
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

| | |
|--|---------------------------|
| 国の要請等を踏まえた減額措置の取組 | 減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由 |
| 実施 | 平成25年7月1日から平成26年3月31日まで |
| 抑制済又は減額措置の内容 | |
| (給料) | |
| 【H25.4.1ラスパイレス指数 100.7(参考値 93.0) 減額時点のラスパイレス指数 99.6】 | |
| 医師を除く一般職は、平成25年7月から平成26年3月の給料について、0.8%の減額措置を実施した。 | |
| (手当) | |
| 医師を除く一般職は、平成25年7月から平成26年3月の管理職手当について、4.0%の減額措置を実施した。 | |
| 平成25年12月期の期末勤勉手当について、役職加算をなしとした(医師及び技能労務職を除く)。 | |

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|------------|--------|-----------|-----------|
| 一般行政職(410) | 42.3 歳 | 308,800 円 | 376,200 円 |
| 技能労務職(63人) | 49.8 歳 | 304,900 円 | 323,800 円 |

(参考) 適用給料表別状況

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|---------------------|--------|-----------|-------------|
| 行政職給料表適用職員(744人) | 42.7 歳 | 304,400 円 | 363,500 円 |
| 医療職給料表(一)適用職員(28人) | 43.0 歳 | 426,300 円 | 1,283,000 円 |
| 医療職給料表(二)適用職員(66人) | 40.3 歳 | 291,100 円 | 346,200 円 |
| 医療職給料表(三)適用職員(226人) | 42.8 歳 | 298,700 円 | 351,700 円 |

※ 医療職給料表(一)適用職員；医師、歯科医師

医療職給料表(二)適用職員；医療技術職(放射線技師、検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士等)

医療職給料表(三)適用職員；看護師、准看護師、助産師

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

| 区 分 | 京丹後市 | | 国 |
|-----------|------|-----------|---|
| | | 減額措置後 | |
| 行政職給料表 | 大学卒 | 172,200 円 | — |
| | 短大卒 | 152,800 円 | — |
| | 高校卒 | 140,100 円 | — |
| 医療職給料表(一) | 大学卒 | 237,700 円 | — |
| 医療職給料表(二) | 大学卒 | 178,200 円 | — |
| 医療職給料表(三) | 短大卒 | 188,900 円 | — |

(注) 医療職給料表(一);医師・歯科医師、医療職給料表(二);医療技術職、医療職給料表(三);看護師・准看護師

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

| 区 分 | 10年以上15年未満 | 15年以上20年未満 | 20年以上25年未満 | |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 268,200 円 | 302,900 円 | 343,700 円 |
| | 短大卒 | 243,000 円 | 281,900 円 | 320,900 円 |
| | 高校卒 | 216,100 円 | 269,600 円 | 303,300 円 |

※ 給与実態調査による。

3 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 京丹後市 | 京都府 | 国 |
|---|---|--|
| 1人当たり平均支給額（24年度） 1,293 千円 | 1人当たり平均支給額（24年度） 1,603 千円 | — |
| (24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 | (24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 | (24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%、20% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25% |

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

| 京丹後市 | 国 |
|---|------------------|
| (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続 20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続 25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続 35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置あり 1人当たり平均支給額 4,861 千円 23,452 千円 | (支給率) 京丹後市と同じ |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 24 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

| 手当の種類(手当数) | | | 20 |
|-------------|---------------------------------|---------------------------|-------------------|
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 防疫等作業手当 | 感染症の発生予防又はまん延防止のため消毒等の作業に従事する職員 | 感染症の発生予防又はまん延防止のため消毒等の作業 | 日額500円 |
| 不燃物処理手当 | 最終処分場に勤務する職員 | ごみの収集及び処理作業 | 月額7,000円 |
| 火葬業務手当 | 火葬作業に従事する職員 | 火葬処理 | 1体につき1,500円 |
| し尿収集業務手当 | し尿の処理作業に従事する職員 | 収集、運搬及び処分に係る作業 | 月額10,000円 |
| 行旅死亡人収容業務手当 | 行旅死亡人の処置に従事した職員 | 行旅死亡人の収容作業 | 日額2,000円 |
| 精神障害者護送業務手当 | 福祉事務所に勤務する職員 | 精神障害者の収容及び護送の作業 | 1回1,000円 |
| 生活保護業務手当 | 福祉事務所に勤務する職員 | 生活保護世帯の査察指導又は訪問調査等の業務 | 月額3,000円 |
| 市税徴収業務手当 | 市税の徴収業務に常時従事する職員 | 市税の徴収業務 | 月額3,000円 |
| 市税徴収専任業務手当 | 徴収事務に専任して従事する職員 | 市税及び使用料等の徴収業務 | 月額30,000円 |
| 隔日勤務手当 | 24時間の交代制勤務の消防職員 | 隔日勤務 | 1当務650円 |
| 火災出動手当 | 消防職員 | 火災等による緊急出動 | 1回330円 |
| 救急出動手当 | 消防職員 | 救急により出動 | 1回220円 |
| 救急業務手当 | 救急救命士での資格を有する消防吏員 | 救急業務に従事 | 月額1,500円 |
| 放射線取扱手当 | 診療放射線技師、診療エックス線技師 | エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業 | 日額230円 |
| 夜間看護等手当 | 助産師、看護師 | 正規の勤務時間による勤務の | ア その勤務時間が深夜の全部を含む |

| | | | |
|----------|------|--|--|
| | | 一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務 | 務である場合 6,800円 イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額 (ア) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円 (イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円 (ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円 |
| 医師業務手当 | 医師 | 医師の業務に従事 | 病院長 月額60万円以内 病院特別参与 月額50万円以内 病院副院長 月額40万円以内 診療所長 月額30万円以内 病院診療部長 月額30万円以内 病院診療科部長 月額25万円以内 病院診療科医長 月額21万円以内 医師 月額17万円 過疎地域に設置された診療所に常駐し、当該地域医療に従事した医師 月額15万円以内 職務に直接役立つと認められる資格を有する場合 月額5千円/資格(上限1万円) |
| 医師派遣手当 | 医師 | 医療機関、地方公共団体等の派遣依頼により、主たる勤務公署を離れて医療業務に従事した場合 | 1回 市内用務 4時間未満 10,000円 4時間以上 20,000円 市外用務 4時間未満 20,000円 4時間以上 40,000円 加算額 深夜時間 2,000円/時 7時間45分超過 4,000円/時 |
| 緊急医療業務手当 | 医師 | 勤務時間外において、救急患者に対して緊急に医療の処置を施すために呼出しを受け、医療業務に従事した場合 | 1回10,000円 ただし、年末年始は1回20,000円 |
| 分べん取扱手当 | 産科医師 | 産科医師が分べん業務に従事 | 分べん業務1回につき10,000円に当該分べんに係る胎児の数を乗じて得た額 |
| 小児救急対応手当 | 医師 | 当直医師が15歳以下の救急外来患者に対して医療業務を行った場合 | 小児患者1人につき500円 |

(4) その他の手当(平成25年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 |
|---------|--|----------|-------------|
| 初任給調整手当 | ア 採用による欠員補充が困難である医療職給料表(一)の適用を受ける医師(35年以内) 365,500円(16年未満)～52,500円(34年以上35年未満) イ 医療職給料表(二)の適用を受ける医療技術職(5年以内) 6,300円 | 異なる | 支給区分と支給額の相違 |
| 扶養手当 | ア 配偶者 13,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ただし、配偶者がいない場合 1人のみ 11,000円 ウ 満16歳になる年度の4月から満22歳になる年度の3月までの間にある子 1人につき5,000円加算 | 同じ | — |

| | | | |
|------------|--|-----|--|
| 住居手当 | 借家居住者 月額12,000円以上の家賃を支払っている場合 家賃額に応じて1,000円～27,000円 | 同じ | — |
| 通勤手当 | ア 交通機関利用者 定期代相当分、限度額 1ヶ月当たり55,000円 イ 自動車等交通用具利用者(片道2km以上) 2km以上3km未満 3,000円、3km以上 1kmまでごとに600円を加算(限度額24,500円) ウ アとイの併用者 アとイの合計額(限度額 1ヶ月当たり55,000円) | 異なる | イ 距離区分と支給額 (国の制度) 2km以上5km未満 2,000円 5km以上は5kmごとの区分で設定 60km以上 24,500円 |
| 単身赴任手当 | 異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員 基礎額 23,000円 加算額 6,000円(100km以上)～45,000円(1,500km以上) | 同じ | — |
| 休日勤務手当 | 祝日、年末年始の休日に正規の勤務時間中に勤務 勤務1時間あたりの給与額の100分の135 | 同じ | — |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時まで)に勤務した職員に対し、勤務1時間あたりの給与額の100分の25 | 同じ | — |
| 宿日直手当 | 通常の日直 4,200円 市立病院当直勤務 医師 35,000円 その他 5,900円 年末年始は倍額 勤務が5時間未満は100分の50 | 異なる | 支給額の相違 (国の制度) 医療施設における医師の当直勤務 20,000円 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員のうち、課長補佐相当職以上の職員に対して、給料月額100分の5から100分の25 | 異なる | (国の制度) 役職ごとに定額 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合(2時間以上の勤務) 部長級等 8,000円 課長級等 6,000円 課長補佐級等 4,000円 4時間未満は100分の50 6時間超は100分の150 | 異なる | 支給区分と支給額の相違 (国の制度) 支給区分、実働時間により 6,000円～12,000円 6時間超は100分の150 |

4 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

| 区 分 | | 給 料 月 額 等 | |
|---------|---------------------|---------------------------|--|
| 給 料 | 市区町村長 | 792,000 円 (880,000 円) | (参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円 |
| | 副市町村長 | 674,500 円 (710,000 円) | 804,000 円 / 375,000 円 |
| 報 酬 | 議 長 | 427,500 円 (450,000 円) | 698,000 円 / 310,000 円 |
| | 副 議 長 | 380,000 円 (400,000 円) | 620,000 円 / 245,000 円 |
| | 議 員 | 361,000 円 (380,000 円) | 560,000 円 / 222,000 円 |
| 期 末 手 当 | 市区町村長 副市町村長 | (24年度支給割合) 2.95 月分 | |
| | 議 長 副 議 長 議 員 | (24年度支給割合) 2.95 月分 | |
| 退 職 手 当 | 市区町村長 | (算定方式) 給料月額×在職年数×100分の530 | (1期の手当額) 16,790,400 円 |
| | 副市町村長 | 給料月額×在職年数×100分の315 | (支給時期) 8,498,700 円 任期ごと |

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況(標準的な割り振り)

| 勤務時間 | 1週間の勤務時間数 | 1日の勤務時間数 | 始業時刻 | 終業時刻 | 休憩時間 |
|------|---|----------|--------|---------|---------|
| | | 38時間45分 | 7時間45分 | 午前8時30分 | 午後5時15分 |
| 週休日 | 日曜日及び土曜日(勤務時間を割り振らない) | | | | |
| 休日 | 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日 | | | | |

2 休暇の状況

(1) 主な休暇の種類(平成25年4月1日現在)

| 区分 | 内容・取得条件等 | 期間 |
|-------------|--|--|
| 年次休暇 | 年次有給休暇は、休日とは別に労働者にできるだけまとまった休暇を有給で与え、心身の疲労を回復させ、労働力の維持を図ることを目的とした制度です。 | 1年につき20日間(ただし、20日を越えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができます。) |
| 病気休暇 | 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間 |
| | 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く負傷又は疾病による場合 | 90日(結核性疾患にあつては、1年)を超えない範囲内で必要と認められる期間 |
| | ※ 病気休暇を与えられた職員が、勤務に復帰した後6月以内に再び同一疾病により病気休暇を受けようとするときは、当該病気休暇の期間は、前の病気休暇の期間を通算して前項ただし書に規定する期間とする。 | |
| 特別休暇 | 選挙権その他公民としての権利の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 ※ 主な特別休暇は以下のとおり | |
| 選挙権等行使 | 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | 必要と認められる期間 |
| 証人等出頭 | 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 | 必要と認められる期間 |
| ドナー休暇 | 骨髄移植のための登録又は提供に伴う検査、入院等の場合 | 必要と認められる期間 |
| ボランティア休暇 | 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 | 1年において5日の範囲内の期間 |
| 結婚休暇 | 結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため | 連続する5日の範囲内の期間 |
| 産前休暇 | 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 | 出産の日までの申し出た期間 |
| 産後休暇 | 女子職員が出産した場合 | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 |
| 育児休暇 | 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 | 1日2回それぞれ30分以内の期間 |
| 妻の出産休暇 | 妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 | 2日の範囲内の期間 |
| 男性職員の育児参加休暇 | 職員の妻が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における5日の範囲の期間 |
| 子の看護休暇 | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において5日の範囲内の期間 |
| 短期介護休暇 | 要介護者の介護や世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間 |
| 忌引休暇 | 親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 親族に応じ連続する1日から7日(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間 |

| | | |
|--------------|---|--|
| 法要休暇 | 父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年数内)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1日の範囲内の期間 |
| 夏季休暇 | 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間 |
| 災害 | 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 7日の範囲内の期間 |
| 交通遮断 | 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 危険回避 | 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 介護休暇 (無給) | 要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 | 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間 |

(2) 年次休暇の取得状況(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| | | | | |
|----------------|----------------|-----------------|-------------------|----------------|
| 総付与日数 A (日) | 総取得日数 B (日) | 全対象職員数 C (人) | 平均使用日数 B/C (日) | 消化率 B/A (%) |
| 25720 | 5,007.6 | 656 | 7.6 | 19.5 |

(注 1) 総務省の「勤務条件等に関する調査」の中で(表2一般職員の年次有給休暇の取得状況(個表))として計上したものです。

(注 2) この調査での対象職員は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの全期間を在職した一般職の職員(職員全体から教育部局、監査部局、農業委員会部局を除き、更に技能労務職、育児休暇、休職中の職員を除外した職員)です。

(3) 介護休暇の状況について(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:人)

| 区分 | 介護休暇 取得者数 | 要介護者数(職員との続柄別) | | | | | | | |
|------|--------------|----------------|----|---|--------|-----|------|---|-----|
| | | 配偶者 | 父母 | 子 | 配偶者の父母 | 祖父母 | 兄弟姉妹 | 孫 | その他 |
| 男性職員 | 0 | | | | | | | | |
| 女性職員 | 2 | | 1 | | 1 | | | | |
| 計 | 2 | | 1 | | 1 | | | | |

第4 職員の休業の状況

1 育児休業の状況(平成24年度)

| 区分 | 男性 | 女性 |
|---------------|----|-----|
| 新たに取得した者 | 0人 | 21人 |
| 前年度から引き続いている者 | 0人 | 17人 |

2 育児部分休業の状況(平成24年度)

| 区分 | 男性 | 女性 |
|---------------|----|----|
| 新たに取得した者 | 0人 | 3人 |
| 前年度から引き続いている者 | 0人 | 0人 |

3 自己啓発休業の状況(平成24年度)

| 区分 | 男性 | 女性 |
|---------------|----|----|
| 新たに取得した者 | 0人 | 1人 |
| 前年度から引き続いている者 | 0人 | 0人 |

第5 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(平成24年度)

| 処分事由等 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 失職 | 計 |
|------------------------------|----|----|-----|----|----|-----|
| 勤務実績がよくない場合 | 0件 | 0件 | | | | 0件 |
| 心身の故障の場合 | 0件 | 0件 | 9件 | | | 9件 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0件 | 0件 | | | | 0件 |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0件 | 0件 | | | | 0件 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | | | 0件 | | | 0件 |
| 条例に定める事由による場合 | | | 1件 | 0件 | | 1件 |
| 計 | 0件 | 0件 | 10件 | 0件 | 0件 | 10件 |

2 懲戒処分の状況(平成24年度)

| 処分事由等 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 計 |
|------------------------------|----|----|----|----|----|
| 給与、任用に関する不正(諸給与の不正領得等) | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 一般服務違反関係(信用失墜行為、欠勤、勤務態度の不良等) | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 一般非行関係(傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行) | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 |
| 収賄等関係(収賄、横領等) | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 道路交通法違反 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 監督責任 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 計 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

第6 職員のサービスの状況(平成24年度)

1 営利企業等従事の許可状況

| 区分 | 件数 |
|---|-----|
| ① 営利企業等の従事許可 | 0件 |
| ② 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの | 1件 |
| ③ 自ら営利を目的とする私企業を営むもの | 0件 |
| ④ 上記以外で報酬(無報酬を含む)等を得て事業又は事務に従事するもの | 13件 |
| 合計 | 14件 |

※ ②の区分に属するもの: 京丹後市総合サービス株式会社

※ ④の区分に属する主なもの: 各種統計調査指導員、自治会役員、消防団員、その他公共的団体等の役員

2 網紀保持の取組の状況

職員へ文書通知

職員の網紀粛正の徹底について(10月)

服務規律等の確保について(6月、12月)

飲酒運転根絶の再徹底について(6月、12月)

公用車による事故防止について(7月)

3 セクシュアル・ハラスメント防止対策の状況

京丹後市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱制定(平成17年11月11日)

第7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 人材育成基本方針

平成18年2月に「京丹後市職員人材育成基本方針」を策定し、市民起点で活動できる組織風土の醸成、職員の開発された能力を組織として活かす仕組み、個人の能力向上を視点に、毎年度、職員研修計画を定めて職員の人材育成に取り組んでいます。

- 1) 京丹後市職員人材育成推進委員会設置規定

| 項目 | 委員数 | 開催回数 |
|--------------|-----|------|
| 人材育成推進委員会の設置 | 11人 | 1回 |

- 2) 京丹後市職員研修規程
3) 平成24年度京丹後市職員研修計画

2 研修の概要(平成24年度)

(1) 基本研修

| 項目 | 研修主体 | 受研人数 |
|--------------|------------|------|
| 新規採用職員研修 | 市単独 | 44人 |
| 勤務評定者研修 | 市単独 | 18人 |
| 新規採用職員研修 | 京都府市町村振興協会 | 23人 |
| 一般職員研修(10年目) | 京都府市町村振興協会 | 2人 |
| 監督者研修 | 京都府市町村振興協会 | 2人 |
| 管理者研修 | 京都府市町村振興協会 | 1人 |

(2) 特別研修

| 項目 | 研修主体 | 受研人数 |
|----------------------|------------|------|
| メンタルヘルス研修 | 市単独 | 66人 |
| ゲートキーパー養成研修 | 市単独 | 37人 |
| 自殺予防対策研修 | 市単独 | 27人 |
| 人権研修 | 市単独 | 81人 |
| 東日本大震災派遣職員活動報告会 | 市単独 | 50人 |
| パワーハラスメント研修 | 市単独 | 44人 |
| 行政対象暴力対応研修 | 市単独 | 42人 |
| ワークライフバランス研修 | 市単独 | 21人 |
| 特別研修(地域主体の地域づくりについて) | 市単独 | 51人 |
| 法令実務研修(e-ラーニング) | 市町村職員中央研修所 | 3人 |

(3) 特殊実務研修

| 項目 | 研修先 | 受研人数 |
|-----------|------------|------|
| 財政担当初任者研修 | 京都府市町村振興協会 | 1人 |
| 税務担当初任者研修 | 京都府市町村振興協会 | 1人 |

(4) 派遣研修(人材養成)

| 項目 | 研修先 | 受研人数 |
|-------------|------------|------|
| コンプライアンス研修 | 京都府市町村振興協会 | 1人 |
| 法制執務(基礎)研修 | 京都府市町村振興協会 | 3人 |
| 法制執務(応用)研修 | 京都府市町村振興協会 | 3人 |
| 政策法務と条例立案 | 京都府市町村振興協会 | 1人 |
| 市町村職員等共同研修 | 京都府市町村振興協会 | 1人 |
| 危機管理研修 | 京都府市町村振興協会 | 1人 |
| ファシリテーション研修 | 京都府市町村振興協会 | 2人 |
| プレゼンテーション研修 | 京都府市町村振興協会 | 1人 |
| コーチング研修 | 京都府市町村振興協会 | 1人 |

| | | |
|----------------------------------|--------------|-----|
| ソリューションフォーカスによる解決構築 | 全国市町村国際文化研修所 | 1人 |
| 地域におけるこころの健康づくり | 全国市町村国際文化研修所 | 1人 |
| 再生可能エネルギーの活用と地域活性化政策(緑の分権改革)セミナー | 全国市町村国際文化研修所 | 2人 |
| 段取り研修 | 京都府北部7市合同研修会 | 4人 |
| メンタルヘルス対策セミナー | 市町村共済組合 | 1人 |
| 新規加入組合員共済制度研修会 | 市町村共済組合 | 11人 |
| 滞納整理のトータルスキル | 時事通信社 | 1人 |

(5) 派遣研修(実務習得)

| 派遣研修先 | 研修期間 | 受研人数 |
|----------------------|-----------------|------|
| 兵庫県但馬県民局 | 平成24年 4月～25年 3月 | 1人 |
| 財団法人 京都産業21 | 平成23年 4月～25年 3月 | 2人 |
| 丹後土地改良区 | 平成24年 4月～25年 3月 | 1人 |
| 京都府自治振興課 | 平成24年 4月～25年 3月 | 1人 |
| 京都府後期高齢者医療広域連合 | 平成23年 4月～25年 3月 | 1人 |
| 京都地方税機構 | 平成23年 4月～25年 3月 | 4人 |
| 全国青年市長会陸前高田市復幸応援センター | 平成25年 1月～25年 3月 | 1人 |

(6) 政策力養成学校

| 項目 | 受研人数 |
|-------------------------------|------|
| これからの地方自治の在り方と求められる職員 | 35人 |
| 元気のもととは現役から 生涯現役社会を目指して | 54人 |
| 仕事みがき塾 | 40人 |
| 地方における成長戦略の提案 | 40人 |
| 誰にでも解るパレスチナ問題 | 27人 |
| 荒川区におけるGAH(荒川区民総幸福度)の取り組みについて | 22人 |
| 地域を知る ～丹後建国1300年に新たに学ぶ丹後の歴史～ | 18人 |
| 第一印象・好感度アップ | 39人 |
| 京丹後市の自殺予防対策 | 17人 |
| 地域温暖化防止対策と省エネルギー | 14人 |

2 職員の勤務成績の評定状況

| 項目 | 内 容 |
|---------|--|
| 規則名称 | 京丹後市職員の勤務成績の評価に関する規則 |
| 評定回数 | 定期評定 年2回 |
| 評定期間 | 9月定期評定(4/1～9/30)、3月定期評定(10/1～翌年3/31) |
| 被評定者 | 一般職の職員(部長及びこれらと同等の職にある者及び医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く) |
| 評定方法 | 評定者、調整者及び審査者により、被評定者の成績・態度・能力を総合評定 |
| 評定の公表 | 被評定者に実施規則、勤務成績評定表様式、評定要素基準表及び成績評定着眼点を開示して実施 |
| 評定結果の反映 | 昇任、昇格及び配置転換等の任用管理に活用 |

第8 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度の状況

(1) 厚生制度の状況

府内の自治体で組織する京都市町村職員共済組合及び財団法人京都市町村職員厚生会に所属し、職員の健康管理と福利厚生を実施しており、その主な状況は次のとおりです。

| 区分 | 主な項目 | 対象者 | 備考 |
|------|---|-------------|---|
| 健康管理 | 巡回健診 | 全職員 | |
| | 人間ドック | 希望の職員及び被扶養者 | |
| | 胃・子宮・乳房・大腸がん検診 | 希望の職員及び被扶養者 | |
| | 健康診断結果相談会 | 希望者 | |
| | 特定保健指導 | 対象者 | |
| 福利事業 | 総合スポーツ大会 | 希望者 | (財)京都市町村職員厚生会負担金 職員数 1,063人 負担金 23,574千円 一人あたり 22,177円 |
| | 生活設計支援事業(各種講座) | 希望者 | |
| | 給付事業 結婚祝金、子育て支援金、子育て祝金、災害見舞金、死亡弔慰金、遺児奨学支援金、健康回復助成金、人間ドック利用助成金、在宅療養見舞金、入院療養見舞金、要介護者等支援助成金、カフェテリアプラン事業 | 全職員 | |

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を京都市町村共済組合に加入し実施。

・ 短期給付

- (1) 法定給付

| | |
|------|-----------------------------------|
| 保健給付 | 療養の給付等、高額療養費、出産費、埋葬料 |
| 休業給付 | 傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、休業手当金 |
| 災害給付 | 弔慰金、災害見舞金等 |
- (2) 付加給付

| | |
|--------------------------------|--|
| 一部負担金払戻金 | |
| 附加金(家族療養費、家族訪問看護療養費、埋葬料、災害見舞金) | |
- (3) 公費負担医療との調整

| |
|---|
| 国または地方公共団体の公費負担医療に該当したときは、短期給付との調整を行なう。 |
|---|

2 公務災害の発生状況

| 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公務災害 | 18件 | 4件 | 12件 | 6件 | 12件 |
| 通勤災害 | 1件 | - | 1件 | 1件 | - |
| 計 | 19件 | 4件 | 13件 | 7件 | 12件 |

※件数は認定件数

第9 公平委員会からの報告

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし